

特別会計の取り扱いについて

日本測地学会

特別会計の運用について、以下のとおり定める。

1. 特別会計「特別事業準備金」は、日本測地学会による記念事業、IAGに関連する国際会議への旅費助成等に充てる。
2. 特別会計「坪井賞基金」は、坪井賞授与に充てる。
3. 上記1の特別会計について、特別会計で出版した「現代測地学」等の販売収益等は、特別会計「特別事業準備金」に充てる。
4. 特別会計の創設、廃止、改正は、評議会の議を経て、総会で決定する。
5. 特別会計について、利息収入を除く収支が、2会計年度を通じて停止した場合、会計委員長は、その特別会計を特別会計「特別事業準備金」へ統合するように、会長に建議する。

(平成12年6月27日 日本測地学会総会にて制定)

(平成30年(2018年)5月23日 日本測地学会総会にて一部改正を承認)